

管工事(排水)無償譲渡の審査基準

[目的]

「上・下水道施設等の無償譲受事務取扱要綱」に基づき道路又は私有地内に設けられている私有の下水道施設を、当該所有者から無償で譲り受ける場合の審査基準について、必要な事項を定めるものとする。

1. 使用材料について

工事で使用する下水道用資器材は、水道局が承認している製品とする。

2. 管布設について

(1)管種については、原則として下水道用硬質塩化ビニル管（VU）又は、硬質塩化ビニル管（VP）とする。

(2)管きよの最小口径は原則としてφ200mmとする。

ただし、管路総延長200m以内の行き止まり区間で将来上流からの流入の見込みがない管路については、φ150mmとすることができる。

(3)管きよの最小勾配は原則として次のとおりとする。

管種	管径	φ150	φ200	φ250
硬質塩化ビニル管（VU・VP）		4.0%	3.0%	2.0%

(注)φ100、150mmを取付管として使用する場合、最小勾配は10%とする。

※勾配=(上流側管口部の管底高-下流側管口部の管底高)÷路線延長

(4)管きよの最大勾配は、道路勾配を標準とする。

(5)管きよの最小土被りは原則として1.00mとする。

(6)副管の設置

マンホール内の段差が60cm以上の場合は副管を設置する。ただし、小型組立2号及び小型組立1号マンホールには副管は使用しない。

また、副管については原則として外副管とする。

(7)曲管の使用

現場条件等により曲管の使用が必要と判断される場合は、1スパン当たり22°1/2以下の曲管を3箇所まで使用することができる。ただし、φ150の場合、原則22°1/2の曲管は1スパン当たり1箇所までとする。

なお、原則として縦断方向の曲管は使用できない。

3. マンホールの設置について

(1)マンホールは、管理上必要な箇所、管きよの起点及び会合する箇所に設置する。

(2)マンホールの最大間隔は原則として75mとする。

(3)選定基準

マンホールは、組立1号マンホールを標準とする。

ただし、行き止まりの里道・私道の起点マンホールについては、小型組立2号マンホールを標準とする。

(4)マンホール鉄蓋は、次の適用区分に従って使用する。

設計荷重	設置の適用区分
T-14	・ 大型車の通行の少ない道路又は歩道 ・ 幅員 5.5m 未満（側溝を除く）の道路（いわゆるダンブ街道等の特殊道路は除く）又は歩道
T-25	・ 道路一般 ・ 幅員 5.5m 以上の道路

(5)マンホール内の圧力に伴い蓋の浮上が予想される以下の箇所については、浮上防止型のマンホール鉄蓋とする。

- ①地形的に急傾面から緩斜面への変化点
- ②管路断面の縮小部とその上流マンホール
- ③管きよの急曲部（合流地点を含む）
- ④伏越し部とその上流マンホール

(6)道路勾配が7%を超える場合や滑り止め舗装の道路については、スリップ防止型マンホール鉄蓋を原則とする。

4. 取付管について

- (1)取付管の最小口径はφ100mmとする。
- (2)取付管φ100mm及びφ150mmの最小勾配は10‰とする。
- (3)取付管の道路での最小土被りは、宅地境界地点で0.9mとする。ただし、排水設備を考慮した深さとする。
- (4)取付管は、原則として1宅地（区画）に1本設置する。
- (5)取付管を設置する施工範囲は、管きよから宅地内50cmまでとする。
- (6)取付管延長は、取付管口径の120倍以下とする。
- (7)取付管曲管は、原則として取付管1本につき1個とし、縦断方向使用とする。

5. 準拠する図書

工事の設計は、この基準のほか、「汚水管路施設設計標準図」（鹿児島市水道局下水道部）、「開発行為等における汚水排水施設の整備に関する手引き」（鹿児島市水道局下水道部）、「下水道施設計画・設計指針と解説」（社団法人日本下水道協会）を準拠するものとする。

施工は、「汚水管路施設設計標準図」（鹿児島市水道局下水道部）、「下水道土木工事一般仕様書」（鹿児島市水道局下水道部）、「下水道土木工事施工管理基準」（鹿児島市水道局下水道部）、「排水設備工事施行基準」（鹿児島市水道局）を準拠するものとする。

6. その他

上記以外の事項について疑義が生じた場合は、関係課と協議のうえ実施するものとする。

7. 施工期日

この基準は平成 12 年 10 月 2 日から施行する。

付則（平成 13 年 3 月 9 日一部修正）

この基準は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 18 年 3 月一部修正）

この基準は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 21 年 3 月一部修正）

この基準は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付則（令和 6 年 3 月 25 日一部修正）

この基準は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。